

公益通報者保護に関する規程

第1章 基本原則

第1条(総則)

この規程は、特定非営利活動法人DxP(以下「法人」という)の公益通報者保護について定める。

第2条(目的)

法人は、法令違反ないし不正行為に関する通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、通報者の保護、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、透明性かつ公平性ある事業運営の強化に資することを目的とする。

第3条(定義)

本規程において、次に定める用語の意義は、以下のとおりとする。

1. 公益通報

職員等が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正の目的でなく、法人において又は法人の遂行する業務に関連して、法令違反行為、法人の規則違反行為若しくは倫理違反行為が発生し又は発生するおそれがあることを知った場合に当該行為について通報することをいう。

2. 通報者

職員等であって公益通報をした者をいう。

第4条(通報窓口)

1. 職員等は、通報等窓口に公益通報し又は公益通報に該当するかを相談することができる。
2. 法人における公益通報の受付及び公益通報に該当するかを相談する窓口(以下「通報等窓口」という。)は、下記の法律事務所に所属する弁護士とする。
弁護士法人 伏見総合法律事務所 弁護士 高橋 健 Tel: 075-604-0236
3. 通報等窓口は、公益通報を受け付けたときは遅滞なく理事長に報告しなければならない。

第5条(通報・相談の方法)

1. 公益通報は、通報等窓口に、電話・電子メール・文書・面談等の方法により行う。
2. 通報者の秘密保持に十分留意しなければならない。
3. 通報者は、匿名であってはならず、実名でなければならない。
4. 通報者は、公益通報等を行う場合、法令違反行為があり、または、まさに生じようとしていると判断できる根拠資料を示さなければならない。

第6条(不正の目的による通報)

通報者が事実と反することを知って行う通報、個人的利益を図る目的、誹謗・中傷目的による通報、通報内容が真実であると信じる相当の理由のないもの、通報する法令違反とは関係のない法人経営情報、その他不正の目的による通報はこの規程に基づく公益通報には該当しない。

第7条(調査)

公益通報された内容に関する事実関係の調査は、責任者又は責任者から直接指名された者が行う。

第8条(協力義務)

職員は、責任者から、公益通報内容の事実関係の調査に協力を求められた場合、全面的に協力しなければならない。

第9条(是正措置)

調査の結果、不正行為が確認されたときは、法人は速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

第10条(内部処分)

調査の結果、不正行為が確認されたときは、法人は当該行為に関与した者に対し、就業業規則に従って処分を課することができる。

第11条(通報者の保護)

1. 法人は、通報者が相談又は公益通報したことを理由として、通報者に対して解雇、降格、減給、訓告、自宅待機命令、有期雇用契約の解除(有期雇用契約職員の場合)、その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。
2. 法人は、通報者が相談又は公益通報したことを理由として、通報者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置をとらなければならない。また、通報者に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者(通報者の上司、同僚を含む)がいた場合には、就業規則に従って処分を課することができる。

第12条(秘密保持及び個人情報の保護)

法人及び本規程により相談若しくは公益通報を受け又は調査を実施する者は、相談又は公益通報された内容について秘密を保持し、また、調査の過程で得られた個人情報を開示してはならない。

附 則

(施行日)

本規程は、平成31年1月27日から施行する。